（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第十二条　［略］

2　令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

［イ・ロ　略］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外投票人証の記載事項の変更等）

第十四条　令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、次条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。

［2　略］

3　令第二十一条第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　国外における住所　当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二　住所以外の送付先　当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留届（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。）が提出されているとき。）。

［4　略］

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［略］

2　令第二十二条第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書（令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出を令第二十二条第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十二条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第十二条　［同上］

2　［同上］

一　令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　住所以外の送付先　在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外投票人証の記載事項の変更等）

第十四条　令第二十一条第二項に規定する在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。

［2　同上］

3　［同上］

一　国外における住所　当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき。

二　住所以外の送付先　当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留届（在留地の緊急連絡先が記載されているものに限る。）が提出されているとき。）。

［4　同上］

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［同上］

2　令第二十二条第二項において読み替えて準用する令第二十一条第四項に規定する在外投票人証の再交付の申請書及び令第二十二条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。